

令和3年12月15日

報道関係者各位

市川市 財政部長 金子 明

令和3年度一般会計補正予算（第12号）の専決処分について

国の経済対策による「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」については、先の12月定例会において5万円の現金支給を行うための予算が可決されたところですが、国が全額現金による一括支給を容認する方針を示したことを受け、本市においても、既に予算措置した先行給付金に5万円を加え、合わせて10万円を現金で一括して支給することといたしました。これにより給付金及び事務費を追加する補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により12月15日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものです。

☆歳出予算

3,169,160 千円

【歳出予算の内訳】

1. 子育て世帯の支援

3,169,160 千円

○ 子育て世帯への臨時特別給付金

全額国が負担

3,169,160 千円

〔予算の内訳〕 給付金： 3,166,400千円

事務費： 2,760千円

(消耗品費:240千円、通信運搬費:2,520千円)

〔給付対象〕 0歳から高校3年生までの児童の保護者（所得制限あり）

〔対象児童数〕 63,328人

〔給付金額〕 児童1人あたり10万円（※）

※うち5万円については、先行給付金として既に予算措置済

☆歳入予算

3,169,160 千円

【歳入予算の内訳】

○ 国庫支出金

3,169,160 千円

【問い合わせ先】

こども政策部

こども福祉課

課長 渡部 薫

047-712-8539

財政部

財政課

課長 遠山 忠

047-712-8595

令和3年12月15日

報道関係者各位

市川市 こども政策部長 大平 敏之

令和3年度一般会計補正予算（第12号）における「子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）」の支給について

○事業目的

新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として、国の「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」5万円の現金支給に、残りの5万円相当分を加えて、一括10万円を現金で支給するものです。

○事業概要

（1）予算の内訳

給付金：3,166,400千円

事務費：2,760千円（消耗品費：240千円、通信運搬費：2,520千円）

※全額国庫負担

（2）支給額

児童1人当たり一律5万円（対象児童数：63,328人）

※先行給付金と合わせて10万円を支給

（3）支給対象者

下記に記載のある対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者等

（4）支給対象児童

以下のいずれかに該当する者（先行給付金と同じ対象者）

- ① 令和3年9月分の児童手当（本則給付）の支給対象となる児童
- ② 令和3年9月30日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童（高校生等）
※養育している者が児童手当（本則給付）相当の受給者 並びにそれに準ずる者
- ③ 令和4年3月31日までに生まれる児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

（5）支給時期及び支給方法

- ①については、令和3年12月27日（月）支給予定（申請不要）
- ②・③については、1月中旬以降 受付開始、令和4年2月中旬以降の支給予定（要申請）

（問合せ先）

こども政策部 こども福祉課長 渡部 薫

TEL 047-712-8539